

「きもの文化」  
ユネスコ無形文化遺産登録に向けた提案

<たたき台>

平成29年5月

公益財団法人京都和装産業振興財団

# 「きもの文化」

## ユネスコ無形文化遺産登録に向けた提案 構成

### I はじめに

### II 「きもの文化」の定義と特徴

#### 1 「きもの文化」の定義

名称「きもの文化：日本の伝統的な衣装文化」

#### 2 「きもの文化」の特徴

「きもの」を通して、日本のこころや文化を具現化したところにある。

- (1) 日本のこころや文化を継承
- (2) 伝統文化・伝統芸能に象徴される生活文化との連続性
- (3) 四季の豊かな日本の自然観・美意識を表現
- (4) 「きもの文化」を支える技術と技法

#### 3 「きもの文化」に関わる人々（保持者と実践者）

対象範囲（関係する社会、集団）

○日本国内すべての地域、世代を超えた多くの人々

- (1) 家庭
- (2) 祭・伝統行事や伝統文化・伝統芸能関係者
- (3) 生産者（職人）
- (4) 流通関係者
- (5) 教育関係者や着付け講師（きものコーディネーター）
- (6) 同好グループ

### III 「きもの文化」の保護・継承に向けて

#### 1 これまでの保護措置

- (1) 「きもの文化」に関する教育
- (2) 「きもの文化」に親しむ環境づくり
- (3) 「きもの」の生産に携わるものづくりの職人の支援・育成
- (4) 伝統と文化のものづくり産業の振興・普及啓発

#### 2 今後の保護措置に関する提案

## I はじめに

「きもの文化」は、「きもの」とともに、日本が創り上げてきた文化の象徴である。

「きもの」は、日本の豊かな自然と歴史的風土の中で、先人たちのたゆまぬ努力と研鑽によって育まれてきた伝統的な民族衣装である。

「きもの」は、式服だけでなく、普段着や仕事着として、生活に溶け込み根付いてきた一方で、茶道、華道、香道、能楽、文楽、日本舞踊、歌舞伎、花街といった我が国独自の文化とともに発展してきた。「襟を正す」という慣用句や「袖振り合うも多生の縁」といったことわざが日常的に使われていることから分かるように、日本人の価値観・感性の一部ともなっている。さらに、「きもの」の意匠は、素朴かつ幾何学的な緋や縞、花鳥風月の自然や四季折々の変化をはじめ、装飾美を取り入れた独特の美学によって形作られてきた。その意匠は、他の日用品のデザインに転用されるなど影響力と発信力を持ってきた。このように、「きもの文化」は、日本人の美意識や精神性、価値観を表象するものである。そして、「きもの」のある風景こそが日本そのものである。

しかしながら、現在の日本における「きもの」は、生活様式の変化とともに、普段着や仕事着としての着用は少なくなっている。また、少子化や核家族化の進展により、家庭での継承が失われつつある。これにより、「きもの」を購入する機会が少なくなり、和装関連全体の消費とともに供給も落ち込んでいる。その結果、生産を支えてきたものづくりの職人などの後継者不足により、貴重な知識や他にない優れた技術・技法が年々失われるなど、今まさに、その基盤が大きく揺らいでいる。

こうした中、近年、国際化・グローバル化が進み、日本としてのアイデンティティが重視されるに伴い、日本の文化を顕著に表現する「きもの」のよさが見直されている。和のエッセンスを取り入れつつも、格式にこだわり過ぎず、現代のファッション感覚で気軽に「きもの」を楽しみたいというニーズが高まり、愛好家も増加している。

昨今では、多くの訪日外国人旅行者がレンタルにより、「きもの」姿で観光を楽しむ光景も増え、「KIMONO」として国際的に通用する衣装と認知されてきた。2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催は、スポーツとともに、日本の文化の魅力を発信するまたとない機会である。

そこで、この格好の機会を捉え、すべての国民とともに、日本のこころや文化の象徴として「きもの文化」のユネスコ無形文化遺産への登録を目指す。このこ

とにより、日本のアイデンティティを見つめ直し、その保護・継承、発展に向けた活動が世界に向けて展開されることを期待するからである。

本稿は、「きもの文化」とは何かという共通認識を持ち、伝統を守りつなぎ伝えながら、時代の変化に即して、今後どのような取組をしていくべきかを検討するために取りまとめたものである。

## Ⅱ 「きもの文化」の定義と特徴

### 1 「きもの文化」の定義

「きもの文化」の定義は、「きもの」とともに、日本が創り上げてきた文化であり、以下に列記する特徴を備え、各地域で世代を超えた多くの人々によって保持、実践されているものとする。

ユネスコ無形文化遺産登録に際しては、登録名称を「きもの文化：日本の伝統的な衣装文化」とする。英語名称については、

「KIMONO : The traditional costume of Japan」と表記する。

### 2 「きもの文化」の特徴

「きもの文化」の特徴は、「きもの」を通して、日本のこころや文化を具現化したところにある。

#### (1) 日本のこころや文化を継承

「きもの」は、一本の反物を切り分けた平面的な布で構成されており、ほどこけば一枚の反物に戻る。仕立て直しや染め替えも可能なことから、多少の体型の変化にかかわらず着用できる。また、親から子へ、子から孫へと、世代を超えて大切に引き継がれる。破損した場合も、繕ったり、端切れをつなぎ合わせて使用し、あるいは裏地や帯、布団や座布団にしたり工夫して長く愛用する。こうしたものを大切に扱うことは、「もったいない」というエコロジーの精神にも通じるものである。

さらに、「きもの」は、人生の節目の儀式や年中行事に欠かせない。着ることへのこだわりは、家族や地域の絆を強めるだけでなく、日本の伝統とアイデンティティを再認識し、相手をもてなすために着るという、こころに通じる。このことは、「きもの」が日本の文化を継承し、象徴する重要な社会的役割を担っていることを示している。

(人生の節目の儀式〔通過儀礼〕の例)

・宮参り、七五三、十三参り、入学式、卒業式、成人式、結婚式、葬儀

(年中行事の例)

・正月、花見、花火大会、祭

## （２）伝統文化・伝統芸能に象徴される生活文化との連続性

「きもの文化」は、茶道、華道、香道、能楽、雅楽、邦楽、日本舞踊、歌舞伎、剣道、弓道などの伝統文化や伝統芸能と密接に関わっている。

寺社の儀礼装束は、有職故実、すなわち古来の朝廷や武家の礼式・典故・官職・法令・装束をはじめ、豊富な知識や特殊な技術が求められ、「きもの文化」を重層的なものにしている。

なお、「襟を正す」「袖振り合うも多生の縁」など、日本語の中には、「きもの」に由来する言い回しが多く息づいている。

さらに、日常の身のこなしをはじめ、和食や和室のしつらえとともに、日本の衣食住を構成するものとして発展し、生活文化を創り出している。

## （３）四季の豊かな日本の自然観・美意識を表現

日本人は、自然と深く関わり、季節感を大事にしてきた。

「きもの文化」は、その感覚、日本のところを色濃く反映し、例えば、「きもの」の色や柄といった意匠には、随所に四季の自然を写し出し、日本特有の季節の移ろいや風物を表現したものが多くみられる。

「きもの」に用いられる伝統的な色の呼び名には、例えば、茜色や紫色など、自然の風物を取り入れるものが多く、季節感が感じられる。柄は、文様といい、例えば、松竹梅、青海波、格子をはじめ、動植物、自然の風景、身の回りの品々や幾何学的な文様をもとにしたものが多く見られる。源氏物語に代表される文学や芸能にちなんだ主題を意匠化したものもある。これらの意匠は、他の芸術や工芸にもさまざまな形で取り入れられている。

また、四季に合わせて、春物、夏物、秋物、冬物と衣服を入れ替える「衣替え」を行うが、「きもの」には、裏地のない単、絹や紗など透ける薄物や麻、裏地のついた袷（あわせ）といった多様なものがあり、季節に応じた装いを楽しめる。四季の変化を感じ大切にする日本の文化の特質が「きもの文化」に通じている。

## （４）「きもの文化」を支える技術と技法

「きもの」は、湿度の高い日本の気候風土に合わせた仕立てとなっており、一枚の反物を直線的に無駄なく裁断し、縫製される。この基本的な形態を同じにしながら、日本各地で、独自の素材や技術の開発により、持続可能なものづくりの技術と技法を高度で多様に発達させてきた。

これらの技は、例えば、祇園祭の山鉾や長浜曳山祭の曳山の懸装品にも活用され、文化財を保存する技術として、日本の祭礼文化を豊かにしている。

(織物素材)

- ・ 各地で産出される絹、木綿、麻などを素材として、織物が発達してきた。特に、絹は、かつて日本の主要な輸出品であり、各地で養蚕業が発展するきっかけとなった。
- ・ その他、ウールや合成繊維も素材として使用されている。

(染色素材)

- ・ 紅花や藍に代表される自然素材が染料として使用されてきたが、現在は、化学染料が主流となっている。
- ・ 友禅の中間工程である下絵には、青花が用いられている。

(織物技術)

- ・ 小千谷縮・越後上布と結城紬は、既にユネスコ無形文化遺産に登録されている。
- ・ 置賜紬、桐生織、本場黄八丈、西陣織、阿波しじら織、博多織をはじめ、地域固有の織物技術が発達してきた。

(染色技術)

- ・ 東京染小紋、加賀友禅、有松・鳴海絞、京友禅、京小紋、京鹿の子絞、琉球びんがたをはじめ、各地で染色技術が発達してきた。

(その他)

- ・ 加飾技法としての刺繍や金彩も各地で発達し、「きもの」を仕立てる和裁技術や着付け技法が発展してきた。

### 3 「きもの文化」に関わる人々（保持者と実践者）

「きもの文化」は、日本の各地域で世代を超えた多くの人々により支えられている。

#### (1) 家庭

「きもの」は、家庭の中で年長者から年少者へと受け継がれ、両親や祖父母が「きもの」を子孫に継承している。彼らは、子や孫に精神性やマナーを含む「きもの文化」の基本的な知識を教える。人生の節目の儀式や年中行事の際、例えば、正月には新年を祝うため家族が集まり、「きもの」で初詣に出かける。「きもの」のそれぞれの意匠には縁起や意味があり、年長者は、年少者たちに教える機会にもなっている。

#### (2) 祭・伝統行事や伝統文化・芸能関係者

「きもの文化」と日本の伝統文化や伝統芸能は、密接に関わり、相互に支えあっている。

### **(3) 生産者（職人）**

「きもの」を生産しているものづくりの職人は、「きもの文化」の重要な担い手である。

例えば、西陣織や京友禅の生産工程は、複雑に細分化された分業制が特徴であり、工程は、それぞれ高度の技術・技法を持つ専門の職人が担っている。各工程をつなぐために、コーディネーターの役割を果たす「悉皆」（しっかり）、「染匠」（せんしょう）と呼ばれる職種が存在する。

なお、「きもの」を仕立てる和裁士も忘れてはならない。

### **(4) 流通関係者**

生産者と消費者とをつなぐ問屋や小売店・百貨店といった流通関係者は、多様化する消費者ニーズにも応えることで、「きもの文化」の担い手である。

### **(5) 教育関係者や着付け講師（きものコーディネーター）**

学校教員は、授業を通して「きもの文化」を子どもたちに伝承支援する重大な役割を担い、直接、「きもの」に触れ、親しむ機会を与えている。同様に、着付け講師も「きもの」の着付けという方法により、幅広い世代に伝承している。また、知識や技術の習得を目指す検定や資格制度として、例えば、きもの文化検定や着付け技能検定、和裁技能検定がある。

### **(6) 同好グループ**

多くの同好グループが、「きもの文化」の普及や保護のために設立されている。地域コミュニティや家庭に代わって、しばしば「きもの」の伝承を担っている。

### Ⅲ 「きもの文化」の保護・継承に向けて

#### 1 これまでの保護措置

##### (1) 「きもの文化」に関する教育

- ・学校での「きもの文化」や伝統文化に対する教育（中学校技術・家庭科、高等学校技術・家庭科など）
- ・「きもの文化」や伝統文化に係るクラブ活動（茶道、華道など）
- ・クラブ活動などでの「きもの」の体験への連携・支援

##### (2) 「きもの文化」に親しむ環境づくり

- ・誰もが「きもの文化」に親しむきっかけづくり

##### (3) 「きもの」の生産に携わるものづくりの職人の支援・育成

- ・「きもの」の生産に携わるものづくりの職人の支援や後継者育成

##### (4) 伝統と文化のものづくり産業の振興・普及啓発

- ・伝統と文化を支えるものづくり産業の振興を図る条例の制定や「きもの文化」の啓発

#### 2 今後の保護措置に関する提案

- ・「きもの文化」を文化財保護の対象とし、「文化芸術振興基本法」に明記すること。
- ・学校教育における「きもの文化」と関連した伝統文化や生活文化についての授業や体験の充実により、幼年期から接する機会を設けること。
- ・「きもの文化」と関連した伝統文化や芸術活動、観光の振興に携わる地方公共団体や民間団体などの取組を支援すること。
- ・「きもの文化」の魅力を国内外へ情報発信すること。
- ・「きもの文化」に触れ生活文化を豊かにするシーンを増やす取組を推進すること。
- ・「きもの文化」の研究や安定した生産に係るものづくりの職人の確保とさらなる継承者の育成を図ること。
- ・若年層も含めたものづくりの職人の技量や努力を適正に評価し、国内外へその技量の質の担保を図る国家レベルの仕組みを構築すること。

### (1) 「和装文化」に関する教育

- 高等学校の着付け実習への支援（京都府、京都市）
- 大学生の着付け塾開催支援（（公財）京都和装産業振興財団）
- 着付けなどの講師派遣（（公財）京都和装産業振興財団）
- 小・中学校における体験教室の開催（京都市）
- 小学校４年生向け社会科副読本『わたしたちの伝統産業』の作成（京都市）
- 「歴史都市・京都から学ぶ『ジュニア京都検定』」（京都市教育委員会）、「京都観光文化検定」（京都商工会議所）のテキストブックでの「和装文化」の掲載

### (2) 「和装文化」に親しむ環境づくり

- 西陣織会館における「きものショー」などの実施（西陣織工業組合）
- 「十三まいり」「七五三詣り」事業の実施（京都織物卸商業組合・京都新聞）
- 「京都きものパスポート」の発行（「きものの似合うまち・京都」実行委員会）
- 「伝統産業の日」事業でのきもの着用推奨イベントの開催（京都市）
- 「きもの修学旅行」におけるきもの着付け・貸し出し・研修事業  
（（公財）京都和装産業振興財団）
- 「ファッションカンタータ」の実施  
（ファッションカンタータ開催委員会・京都商工会議所）
- 生涯学習講座の実施（（公財）京都市生涯学習振興財団）
- 京都府京都文化博物館の展示事業（（公財）京都文化財団）

### (3) 「きもの」の生産に携わる職人の育成

- 若手職人「京もの認定工芸士」認定事業、京都府優秀技術者表彰事業の実施（京都府）
- 中堅技術者を対象とした京都市伝統産業「未来の名匠」認定制度の実施（京都市）
- 技術研究や技術・ものづくり支援、後継者育成研修の実施  
（京都府織物・機械金属振興センター、京都市産業技術研究所）
- 京手描友禅専攻の設置（京都伝統工芸大学校）
- 「京都「新文化産業」強化支援事業」「伝統産業生産基盤支援事業」に対する補助  
（京都府）
- 「京都市伝統産業振興事業」「伝統産業従事者設備改修等事業」に対する補助（京都市）
- 若手職人等による異業種交流の促進（（公財）京都伝統産業交流センター）

### (4) 伝統的工芸品産業の振興

- 「京都府伝統と文化のものづくり産業振興条例」の制定（京都府）
- 「京都市伝統産業活性化推進条例」の制定（京都市）
- 京都市独自制度「京都をつなぐ無形文化遺産」  
「京のきもの文化―伝統の継承と新たな文化の創出―」の選定（京都市）
- 京都伝統産業ふれあい館の展示事業、工房訪問事業などの実施（京都市）